# 会 議 録 (要 旨)

会 議 🧷	名	武蔵村山市緑化審議会(第3回)
開催日	時	平成26年 2月17日(月) 14時00分 ~ 15時30分
開催場所	所	市役所402A学習室
出席者及で欠席。	び者	出席者: 宮林茂幸委員 細岡晃委員 瀬上和恵委員 田中博美委員 吉田豊委員 布田傑委員 網代準一委員 欠席者: 高橋 勇治委員
		事務局: 峯尾建設管理担当部長 堂垣道路公園課長 高橋公園緑 地グループ主査 叶野主任 比留間主任
議	題	議題1 武蔵村山市グリーンヘルパーについて 議題2 保存樹林等奨励金について
結 (決定した方針、 された問題点、保 事項等を記載 る。)	留	議題1について: 武蔵村山市グリーンヘルパー制度運営要綱第7条第1項に規定する「市が指定する講座」グリーンヘルパー養成講座(2コース)それぞれの講座の審議項目(①謝礼について ②認定登録後のバッチ等の配布について ③募集等の時期について)を検討し各審議項目の結論について委員の承認を受ける。  「保存樹林等奨励金、3項目(①樹林・②樹木・③生け垣)について見直しをしていくことで委員の承認を受ける。次回からの審議項目については、3項目のうち、審議順位、1番目については①樹林について、検討、審議を行うことで委員の承認を受ける。
審議経過 (主な意見等を原として発言順に記し、同一内容は一にまとめる。)	己載	<ul><li>◇ 開会 司会 (堂垣道路公園課長)</li><li>◇ 挨拶 (峯尾建設管理担当部長)</li><li>武蔵村山市緑化審議会規則第2条2項の規定により、会務の総理を宮林会長にお願いし、議事を進行する。</li></ul>

### 議題1 〈武蔵村山市グリーンヘルパーについて〉

(説明者 比留間主任)

事 務 局

説明は以下のとおり。

それでは議題1のグリーンヘルパーについて、説明させていただく。

資料 $1-1\cdot 1-2$  〈第1回・第2回緑化審議会グリーンヘルパーのまとめ〉を御覧いただきたい。

これまで、第1回・2回の緑化審議会にて、自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける仕組みをつくるために、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダーを養成する制度である、グリーンヘルパー制度の導入に向けて、御審議をいただいた。

まずグリーンヘルパー制度は、【樹木コース】資料1-1と【園芸コース】資料1-2の2 コースを設定する。さらに、3 級、2 級、1 級、と、三段階の等級を設定する。その中で「市が指定する講座」を受講していただく。

3 級グリーンヘルパーについては、各コースともに、共通した講座、緑の保護育成講座・救命救護講座の 2 講座を受講した後に、各々の基礎講座を受講していただく。予定としては、樹木コースでは、剪定基本技術講座・園芸コースでは、園芸基本技術講座を受講していただきます。受講時間については、各コースともに、合計19時間の受講となる。

受講費用については、公費でまかなう。

資料1-1、及び、1-2の費用の欄についての説明ですが、2 0万円、20人を想定と記載しているが、各コース(樹木・園芸) の合計の数字となるので、御承知ください。

以上の講座が終了すると 3 級グリーンヘルパーの認定・登録となる。

認定・登録後の活動内容とついては、市内公園等での樹木診断・ 軽剪定・植樹補助、及び公園ボランティアとの協働作業等とな る。

つづいて、2級グリーンヘルパーについては、3級グリーンヘルパー認定・登録者が対象になる。

2級グリーンヘルパーの講座については、各々の応用講座を受講します。予定としては、樹木コースでは、東京都公園協会が開催す

る庭園管理ボランティア養成講座、学科と実技の 7 日間で合計 2 3.5 時間の受講となる。

園芸コースでは、樹木コースと同じく東京都公園協会が開催する 花壇造り入門講座、学科と実技の2日間で合計6時間の受講とな る。

受講費用等については、自費になる。

以上の講座が終了すると 2 級グリーンヘルパー認定・登録となる。

活動内容としては、市内公園等での樹木診断や軽剪定、公園ボランティアとの協働作業等及び指導となる。

つづいて、1級グリーンヘルパーについては、2級グリーンヘルパー認定登録者が対象になる。

1級グリーンヘルパーは、各々の専門講座を受講します。予定としては、樹木コースでは、公園緑地管理等実践講座、市役所道路公園課公園緑地グループの職員と、ともに、市内公園等樹木剪定及び実作業中心に、概ね、5日間で合計30時間の受講となる。

園芸コースでは、東京都公園協会が開催する花壇造り中級講座、 学科と実技の2日間で合計10時間の受講となる。

受講費用等は、自費になる。

以上の講座が終了すると、1級グリーンヘルパー認定・登録となる。

活動内容としては、地域の緑地保全活動のリーダーとして、市民等からのみどりに関する相談に対する助言、及びみどりに関する地域活動の企画や提案等を想定している。

以上が、資料 $1-1 \cdot 1-2$  〈第1回・第2回緑化審議会グリーンヘルパーのまとめ〉の説明を終了する。

説明終了。

これからの議題に対する発言については以下の表記を用いる。

★ 審議会会長発言 ● 審議会委員発言 ○ 事務局職員発言

会 長

★ ただいま、事務局より御説明があった、武蔵村山市グリーンへルパー養成講座の各コース(樹木・園芸)3級が基礎講座、2級が応用講座、1級が専門講座として設定をして、受講終了後に、グリーンヘルパーに認定、登録となるが、委員の皆様、御意見はありますか。

委 員

● 事務局より説明があった、資料1-2について質問で、園芸コースの1級(専門講座)の主催が、説明では、東京都公園協会でしたが、資料は市役所道路公園課と記載してますが、東京都公園協会ではないのか。

事 務 局

○ 委員の御指摘のように、説明のとおり東京都公園協会です。お 詫びして訂正する。

委 員

● 東京都公園協会の方では、市に受講の講座として、選定していただくことは、喜ばしいでしょう。

委 員

● 一点、気になる項目があるが、樹木コースの2級(応用)講座の中で、庭園管理作業ボランティア養成講座があるが、この受講講座の回数が、7回であり、受講時間も23.5時間もあり、受講の場所が日比谷公園の「緑と水の市民カレッジ」でやる訳です。

武蔵村山市からでは、交通の便が良くないし、受講に要する交通費も多額だが、その辺についてはどうか。

あくまで、個人がレベルアップのために、上級の認定講座を受講するためだから、自己負担で致し方ないと考えるのか、それとも、市が定める認定講座なので、市がいくらか、負担したほうがいいのか、検討していければいいのではないか。

委 員

● たしかに、武蔵村山市から、日比谷までは約2時間位は時間を要します。

若い意欲のある方なら大丈夫だが、年配の方々には、少し大変かもしれない。

園芸コースでも、2級(応用講座)では、樹木コースと同じく、日比谷公園の「緑と水の市民カレッジ」で、合計2回と6時間の受講があります。

また、1級の専門講座では、合計 2 回で 1 0 時間の受講を、江東区の木場公園でやる訳です。これは、かなり、大変かもしれない。

公園協会で設定している講座を市として、選定をしたと思いますが、これらの講座について、今後、公園協会と協議をして、出来るだけ武蔵村山市より近い場所で、受講講座をやってもらえないかの交渉をしてみてはどうか。

会 長

★ 今後として、2級講座以降に関しては、平成27年度以降に実施の予定なので、公園協会と協議をして、受講講座の場所について、決定していけばよろしいかと思う。

会 長

★ 各コース(樹木・園芸)の3級(基礎講座)の募集人数については、各コースの合計で20人を想定していると、先ほど説明があったが、たとえば、樹木コースが5名応募で園芸コーが15名

応募の場合みたいに、応募人数に偏りがある時でも、募集人員 として認定にするのか。

### 事務局

○ 認定します。募集人数としては、約20人を想定しています が、樹木コースより園芸コースの応募数のほうが、多いのではな いかと考えてます。

また、先ほど言われた公園協会主催の講座ですが、平成26年度に、同じ講座があるとは限らないわけであり、流動的に考えています。この庭園管理作業ボランティア養成講座については、庭園の樹木、土の管理、ほか、対人案内、接遇等の総合的な講座の内容になってます。会場については、先ほど、御指摘があったように、日比谷や木場等のような場所ではなく、例えば、深大寺あたりで、同様な講座等があれば良いと思うが。

### 委 員

● もっと、近場であれば東大和南公園は、公園協会が委託を受けて管理をしていると聞いてるが、そこの場所で公園協会と協議をして、先ほどの講座をやってもらえると良いと思うが。

### 事 務 局

○ そうですね。公園協会に事前に相談したところでは、出来るか ぎり要望を聞き入れてくれるような回答を得ている。

### 会 長

★ いずれにしても、公園協会等と協議をして、認定講座の内容に 近いもので、なおかつ、近場で開催をしてもらうようお願いをし ていき、今後の活動の中でまた、考えていければ宜しいのではな いか。

## 会 長

★ ところで、樹木コースの剪定の際は、動力(チェンソー等)は 使用はするのか。

# 事 務 局

○ チェンソーの使用の際には、取扱いに関する講座を受講する必要がある。確かに、チェンソーを使用する場合も想定しますが、安全面について考えれば、あまり使用はさせたくはない。また、市民要望等での使用はあまりないのではないかと思う。基本的には、手剪定が中心と考えている。

# 会 長

★ それでは、資料1-1及び1-2についての第1回・第2回緑化審議会グリーンヘルパーのまとめについては、以上でよろしいか。

#### 委員より異議なし。

会 長

★ それでは、続いて、資料2の「審議項目」について事務局より 説明してください。

#### 事務局

〇 続きまして、資料 2 〈審議項目〉及び、資料 3 〈みどりのまちづくり講演会〉を説明する。

本日の審議項目として、(1)から(3)の3項目となる。

- (1) 謝礼については、3級、2級、1級どこから謝礼を出すのか。また、1時間あたりの予算。
- (2) 認定登録後のバッチ等の配布について。3級、2級、1級と、どのようなバッチにするのか。また、1個あたりの予算。
- (3) 募集等について。 グリーンヘルパー3級の募集時期。 募集人数が、多数オーバーした場合。 毎年募集はするのか。

以上が、資料2〈審議項目〉の説明となる。

次に、資料3〈みどりのまちづくり講演会〉の資料について説明する。

平成26年3月22日(土)に、みどりのまちづくり講演会を予定している。内容として、みどりの大切さや生態系等、ボランティア活動等について、宮林会長より、基調講演を予定をしている。また、西武、狭山丘陵パートナーズには、日頃の都立公園等での活動報告等の発表をお願いした。

併せて、武蔵村山市グリーンヘルパー制度の発足について、みどりに関心がある市民に向けて、PRを行う予定である。

以上が、資料2の審議項目と資料3のみどりのまちづくり講演会の説明となる。

会 長

★ それでは、資料2の〈審議項目〉について、審議しますが、初めに、(1)謝礼について、なにか事務局案は持っているか。

事 務 局

○ 3級、2級については、無償。1級については、1時間当たり 840円位の謝礼金を想定しています。金額の根拠としては、武 蔵村山市シルバー人材センターの配分金見積基準表を参考として いる。

委 員

● 時間当たりの単価については、シルバー人材センターの基準表を参考にしているとのことでしたが、いろんな仕事をシルバーはされてるが、単価は何の仕事分野の基準を採用しているのですか

事務局

○ シルバー人材センターの作業単価表の一番低額な部分を基準としている。作業項目で、剪定等の作業では、単価が上昇すると思う。

委員

● この単価については、東京都の最低賃金の単価になるのか。

事 務 局

○ シルバー人材センターも、基準改訂を行うと思うので、それに 沿っていく。

この件については、事務局でもかなり議論している。

1 案件にするのか、1件当たりにするのか、1 時間あたりとするのかという様々な検討をした結果、シルバー人材センターを基準とした。

しかし、市役所内でも、色々な審議会や協議会、体育推進委員等、ありますが単価の内容もまちまちで、何を基準とするのか、大変難しい問題であった。グリーンヘルパーについては、近隣自治体でも行っておらず、当該制度の参考となるものが少ないため、今回の件については、シルバー人材センターの単価を参考にした。

委 員

● 今回の説明では、シルバー人材センターの単価を参考にされた とのことだが、武蔵村山市がなぜ、それを採用したかと言う根拠 をしっかり持ってないといけないと思う。

今後、平成 27 年度以降には、予算計上をしていくと思うが、 財政当局にも、根拠となる単価基準の説明を求められると思うの で、建設的な説明が出来るように準備が必要だと思う。

委 員

● この件について、もう一度確認をしますが、シルバーの単価を 基準にしているのはわかったが、グリーンヘルパーの 1 級の活動 内容は、指導や助言、及び、企画等の提案等である訳なので、単 価の性質的には謝礼に近いと思うが、先ほどの説明では、作業労 働の単価を用いるとのことなので、単価基準の違いがあると思う がいかがか。

事 務 局

○ 今回の1級グリーンヘルパーについては、作業を伴う指導員と言う立場になる。市民からのみどりに関する相談(植樹や樹木剪定、花の植栽等)に関しての、指導、助言となるので、委員の御指摘のあった報酬(謝礼)の部分を持ち合わせた実技指導がメインとなることを想定している。今後、さらなる検討をして決定していきたいと考えている。

会 長

★ 基本的には、公園緑地等ボランティアをベースにした活動的な面を持ったものであってもボランティアと区別化して、準指導委員的な立場で、助言の出来る方を育成していくものなので、報酬に関しては、市が適当と考える金額で、確認をしていただくと言うところでいかがか。

会 長

★ 続いて、(2)認定、登録後のバッチ等の配布について事務局 案はあるか。 事務局

○ バッチ、1 個 5 0 0 円前後のものを、3級、2級、1級とで色 違いのものにして、作成(発注)をしたいと考えている。

会 長

★ 続いて、(3)募集等について、及び(4)グリーンヘルパー 3級の募集時期について、事務局案はありますか。

事 務 局

○ 募集等については、平成26年5月頃に市報やホームページ等 で、周知をして行きたいと考えている。

また、3級の募集時期については、事務的では早い段階から動き出す予定だが、実質的には、6月頃から、公園協会で行う3級の認定講座の〈緑の保護育成講座・共通〉を開催予定である。しかしながら、定員を超える場合については、受講講座の金額の変動もあるので、募集定員について、抽選にするのか、先着順にした方がいいのか、今後の募集状況を踏まえて、検討をして行きたいと考えている。

委 員

● 募集定員に関しては、あくまで、指定講座の募集定員を超えない範囲での定員で締め切るようにした方がよいと思う。

ただ、樹木コースと園芸コースとの募集人数の偏りは想定されますよね。樹木コースのほうが、少なく、園芸コースのほうで、過半数ということも考えられますよね。その辺については募集の状況により、講座を受講する公園協会と協議をして調整を図っていければ、よろしいかと思う。

会 長

★ それでは、議題2 [保存樹木等奨励金について] を、事務局より説明してください。

事 務 局

○ それでは、議題2の保存樹林等奨励金について説明をする。 保存樹林等奨励金の参考資料5-1から5-6・及び資料6お よび資料7をご覧いただく。

今回の第3回緑化審議会で、御審議をいただく案件である。

今回の審議会では、今後、検討見直しをする保存樹林等奨励金の項目が、①保存樹林・②保存樹木・③保存生け垣の3件となる。今後の審議に当たり、検討の方法等について決定をしていただきたいと考えている。

では、初めに参考資料5-1から5-6についての説明する。 市の行政評価委員会での会議結果について、まとめたものになります。

こちらの資料については、平成24年度第4回行政評価委員 会での内容が記載されております。

事業名 緑化推進事業、[保存樹木奨励金]について、行政評価委

委員が、主に発言をされた内容について記載されている。

次に参考資料5-4 事業名 緑化推進事業 [生け垣奨励金] について、行政評価委員が、主に発言をされた内容が同じく記載 されている。

続いて、平成25年度7月には、補助金等評価委員会があり、保存樹林奨励金について、検討するよう指摘があり。その委員会に対して、公園緑地グループより、所管課の意見を述べてます。それを受けて委員会より、事業内容の一部見直しを行うよう、評価をいただいた。その一次評価を受けて、再度、所管課の意見を説明をしている。それを受けて、委員会より2次評価があり、2次評価の内容については、総合的な意見として、みどり豊かなまちづくりの必要性は認められる一方、本補助金が果たす役割には検証の余地がある。よって、本補助金については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、絶えず見直しを行うことが必要である。2次評価においても、一部見直しの評価を受けている。

以上が、補助金等検討委員会と行政評価委員会での評価の内容となる。

緑化審議会委員の皆様より、保存樹林等奨励金についての3項目(①樹林・②樹木・③生け垣)について、見直しについての審議を行ってもらいますが、まず初めに審議を頂く順番について決定していただく。

以上で、資料5-1から5-6についての資料説明が終了。

会 長

★ ただいま、事務局より保存樹林等奨励金についての行政評価 委員会よりの評価について説明があった。結論から言うと、一部 見直しとのことであったが抜本的な見直しを行い、廃止も視野に 入れての検討という事なのか。

事務局

○ 先ほどの説明について補足する。市より補助金を交付する事業については、行政評価委員会では、その交付金に対しての費用対効果が求められる。それについて、評価をするところが行政評価委員会になる。事業内容については、その事業の有効性や有益性が求められるが、今回の事業評価としては、緑化推進活動としての事業評価はいただいてますが、その補助金等がはたして、永続的というか、常態的といいますか、緑化の保全、保護に対して有効なのかどうかと疑問を持たれている。ある委員からは、例えば、奨励金の単価を上げて、規制、縛りを強化し、何年かは、解除をできないなど、永続的な管理について市が求めて行くということも必要ではないかとの発言もあった。また、奨励金の単価自体は上がるが、みどりの保護、保全については、その効果が表れるのではないかと言う意見もいただいている。

会 長

★ わかりました。現在の武蔵村山市の奨励金の交付要件についての説明願います。

事 務 局

○ 保存樹林については、市街化調整区域内のおおむね500平方メートル以上の樹林地であり、助成金額は1平方メートルにつき128円である。

保存樹木については、高さがおおむね10メートル以上、地上から1.5メートルの位置で測定し、周囲がおおむね1.5メートル以上の樹木であり、助成金は、1本につき4,500円である。

生け垣については、公道に面していて、高さがおおむね1メートル以上、長さがおおむね10メートル以上の連続している生け垣であり、助成金額は、1メートルにつき300円、50メートルを超えるものについては、1メートル増すごとに150円である。

以上が、武蔵村山市保存樹木奨励金の資格要件及び助成限度額である。

会 長

★ わかりました。現況の武蔵村山市の保存樹林等奨励金の件数や 合計補助金額の数字の説明願います。

事 務 局

○ 平成25年3月31日現在で、保存樹林の対象者は1名で、対象物件が1筆(1,117㎡) 金額が142,976円となる。

保存樹木の対象者は35名で、対象物件が112本 金額が489,000円となる。

生け垣の対象者は134名で、対象物件が136箇所(延べ4,789m) 金額が1,330,550円となる。

以上が、武蔵村山市保存樹木奨励金の平成25年3月31日現 在の数字の説明である。

会 長

★ 資料6の保存樹林等奨励金の近隣市運用状況についての説明願います。

事 務 局

○ 資料6、保存樹林等奨励金の近隣市運用状況について説明する

各近隣市町村については、昭島市は、本市と同様に、樹林、樹木、生け垣の3つの案件について、補助金を支給している。

東村山市は、生け垣のみであり、生け垣造成やブロック塀等撤

去の際のみに補助金を支給している。

瑞穂町は、生け垣については、設置の際に補助を行い、既存の ブロック塀の撤去の際にも補助を行っている。また、本市と同じ く、保存樹木や樹林についても、奨励金を支給している。

東大和市では、生け垣のみの制度があるが、平成11年より、 財政上の理由により、凍結をしている状況であるとのこと。

条例や施行規則を廃案にしていない状況のため、もし、市民より、申請があった場合には、補正予算対応をせざるをえない状況である。

立川市では保存樹林・樹木についてのみに補助金を支給しているが、生け垣については、施行規則がなく、補助の対象外である。

委 員

● 資料5-2に記載がある、開発時に緑化推進費として補助金を支給してはどうかと、行政評価委員が発言されているみたいだが、この意味がよくわからない。開発時は、当該樹林地を伐採してしまう訳だが、その際に補助金を支給すればと委員は言っているのか。

事 務 局

○ 例えば、樹林地を伐採して開発行為を行った場合、宅地化されるが、宅地化された一軒一軒に対して植樹等、緑化推進として開発基準が、東京都とか武蔵村山市まちづくり条例等に則る形で適合をさせるのであれば、補助金の対象にはならず、義務になると思う。

委 員

東京都の条例の中では、開発時の緑化のパーセンテージはいくつか。

事 務 局

○ 東京都条例ではなく、都市計画法では、基準値は3パーセント になりますが、武蔵村山市まちづくり条例では、6パーセントと なる。

委 員

● 区画整理した場合に、みどりを少し植樹して、業者がその基準でやっている訳だが、個々に開発で、例えばA宅・B宅・C宅で、ブロック塀を作成したりして、今までの生け垣を伐採されることがあるため、みどりが減少していくと考えられるが。

委 員

● 例えば、A宅の方が、たまたま当該開発箇所を購入した場合に 生け垣や植栽を設置した際に補助金を支給してはと言っているの か。

事務局

○ そのように思う。ただ開発時と考えると、ここでの記載の意見 については、個人の部分を指しているのか、業者の部分を指して いるのかは、分からない。 会 長

★ 宅地開発されていく所は、基本的にブロック塀にしていく場合がほとんどであるし、古いエリアでは、生存生け垣をそのままにしている場合がある。市の街並みのバランスとして、このような奨励金を支給してみどりの保存を維持している意味は大きいのではないか。

委 員

● 瑞穂町では、開発時に既存ブロック塀の撤去及び新規の生け垣を設置する場合に補助金を支給しているが、武蔵村山市みたいに 既存の保存樹林等に対しての管理費の一部として奨励金を支給する方法を改めてはという意味なのか。

委 員

■ この奨励金の歳出科目といいますか、奨励金額の意味合いは、何になるか。

事 務 局

○ 本市の場合は、維持管理費に対する奨励金の意味合いが強いと 思う。剪定費用とか肥料等の一部としての支給と考える。

事 務 局

○ 他市の状況等は、資料6で説明したが、やはり、ブロック塀の 撤去費用、及び生け垣を設置する時の費用等、初期の段階での奨 励はするが、永年に渡って本市のように、毎年に維持管理の名目 で奨励金を出している自治体は少ないと思う。

委 員

● 私の意見は、武蔵村山市の生け垣の保存状態は、1メートルにつき、300円の奨励金を出して永続的にみどりが保たれていると行政評価をする必要性があると思うがいかがか。

委 員

● 確か、私が市の職員であった28年前によりの制度が続いていると思うが、それから、現在まで続いています。生け垣は、防災上、安全だし、ブロック塀の場合は災害時に倒壊があり危険であるため、生け垣を奨励し保存をしていく施策をしたのが、当時からの考えである訳です。

先ほど、説明があったが、樹林地は現在1箇所とのことであったが、当時は10箇所位ありました。開発等で伐採し少なくなってきたが、当時、樹林地に対しての奨励金単価を決定する際が難しかった記憶がある。平米単価が128円であった訳だが、その単価が妥当であったのか、また、税金対策の部分で、固定資産税額の半額相当額位で良いかと決定した経過があるが、現行の単価のままで、変更をしていないので、このままで良いのかという議論は必要だと思う。樹木や生け垣の奨励金の金額は、ともかく、樹林については、単価を時代に即して徐々に上昇させていくことが必要だったが、そのまま改正がされないのが問題であり、税金の対策に補助になっていないのではないか。

事務局

○ 緑化審議会委員の皆様より、今後の一部見直しを受けております、保存樹林等奨励金についての3項目(①樹林・②樹木・

	③生け垣)について、今後も色々と御意見を頂きたいと思いますが、冒頭にお話しました、御審議を頂く順位について決定をいただきたいと思いますがいかがか。
会 長	★ 審議の順番からとすると、保存樹林が一番の順位になると僕は 思いますが委員の皆さんいかがか。
委 員	● 保存樹林からで異議なし。
事務局	○ わかりました。では、次回の緑化審議会では、保存樹林等奨励 金についての3項目(①樹林・②樹木・③生け垣)の審議につい ては、まず、樹林について、重点的に的を審議をいただくという ことで、お願いする。
会 長	★ ほかになければ、次回会議の日程等、事務局からお願いします。
事務局	○ 次回は年度が替わり、平成26年度第1回武蔵村山市緑化審議会の開催については、宮林会長と事務局のほうで日程の調整をさせていただき、改めて、委員の皆様に開催のお知らせの通知をしたいと考えてますので、よろしくお願いする。 ほかになければ、これで平成25年度「第3回武蔵村山市緑化審議会」を閉会します。来年度も、引き続き、よろしくお願いする。 本日は、大変お疲れさまでした。
	散   会
会議の公開・ 非 公 開 の 別	図公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「
- 全議録の関示。	☑開 示

課( 内線:262

(日本工業規格A列4番)

道路公園

□一部開示(根拠法令等:

□非 開 示 (根拠法令等:

部

都市整備

会議録の開示・

非開示の別

庶務担当課